



## 評価通達6により評価した更正処分が全部取消し・納税者勝訴

### ～相続開始直後に高額で売却しただけでは特段の事情ではない～

評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて別途評価するものとされています（評価通達6）。

今回は、課税庁が相続株式を評価通達6により評価して行った更正処分が違法であるとして、納税者が行った財産評価基本通達の定める方法による評価が認められた事例を紹介します。

（令和6年1月18日東京地裁判決・全部取消し・控訴・TAINSコード：Z888-2556）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

原告らが、相続により取得した財産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価して相続税の申告をしたところ、S税務署長から、株式の価額について通達評価額（1株当たり8186円）は著しく不相当と認められるとして、評価通達6に基づく評価（1株当たり8万0373円）により、相続税の各更正処分等を受けたことから、その取消しを求める事案です。

#### <裁判所の判断>

- 1 相続財産となるべき株式売却に向けた交渉が相続開始前から進行しており、相続開始後に実際に相続開始前に合意されていた価格で売却することができ、かつ、当該価格が評価通達の定める方法による評価額を著しく超えていたという事実をもってしても、直ちに納税者側に不当ないし不公平な利得があるという評価をすることは相当ではなく、評価通達6を納税者の不利に適用するに当たっては、納税者間の不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべきである。
- 2 例えば、被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、最高裁令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。
- 3 本件では株式の売却手続が進行中に被相続人が死亡しているところ、その手続が遅れたとか、本来は被相続人の生前に売却手続を完了することができたといった事情は認められない。被相続人が相続開始日以前に行った行為は、基本合意及びその後の買収監査への協力にとどまるどころ、これらの行為は、相続開始日以降に行われた相続株式の売却の結果を含めて評価したとしても、それがなかった場合と比べて相続税の金額を軽減する効果を持つものではない。
- 4 よって、本件において特段の事情はないものというほかはないから、相続株式の価額については通達評価額によって評価すべきであり、評価通達6を適用して相続株式を評価した各更正処分等は、最高裁令和4年判決の示した判断枠組みに照らし、平等原則という観点から違法である。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判29頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第368号(令和6年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628